

議案第十七号

三朝町職員旅費支給条例の一部改正について

別紙のとおり三朝町職員旅費支給条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和四十三年三月十一日

三朝町長 坂出 雅己

昭和四拾参年参月拾貳日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

三浦町条例第 号

三浦町職員旅費支給条例の一部を改正する条例

三浦町職員旅費支給条例（昭和二十八年三浦町条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中区分欄の「一等級の職にあるもの」を「一等級及び二等級の職にある者」に、「二等級より四等級の職にあるもの」を「三等級から五等級までの職にある者」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十三年四月一日から施行する。